

船橋市消防職員被服着用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市消防職員被服貸与規程（昭和56年10月31日消防局訓令第3号）に定める各種被服の着用に関する細部を定める。

(用語)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防職員とは、消防吏員及びこれらに相当する消防吏員以外の職員をいう。
- (2) 室外とは、屋外、廊下、通路、車庫内、車両内、屋外訓練場をいう。
- (3) 室内とは、居室、事務室、講堂、仮眠室、食堂及び休憩室をいう。

(勤務中の服装)

第3条 消防吏員の勤務中の服装については、別に定めがある場合を除くほか、次に掲げる服装によらなければならない。ただし、これらの服装により難いやむを得ない事由があるとき、又は所属長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 制服装
 - (2) 活動服装
 - (3) 救助服装
 - (4) 水難救助服装
 - (5) 救急服装
 - (6) 防火服装
 - (7) その他の服装
- 2 消防吏員以外の職員の勤務中の服装については、私服とする。ただし、作業等必要により、貸与品を着用することができるものとする。

(被服の着用基準)

第4条 前条第1項各号に掲げる服装に対応する標準着用被服、被服を着用する消防吏員の区分及び着用基準は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、所属長が勤務の状況に応じて被服等の変更を認めるときは、この限りではない。

- 2 前条第1項第1号から第5号までに掲げる服装に対応する標準着用被服の基準使用期間は、別表2に掲げるとおりとする。
- 3 被服の着用期間は、別表3に掲げるとおりとする。ただし、消防局長が気候その他の特別の事情によりこれにより難いと認めるときは、この限りでない。
- 4 消防の儀式、点検（制服装をすることが適当でない認められる点検を除く。）は制服装とし、冬服には白手袋を着用すること。

- 5 制服装においては、プリスト（非金属）階級章を使用するものとし、夏服には併せて第1号様式に定める消防章を使用するものとする。
- 6 活動服装、救助服装、水難救助服装及び救急服装においては、布階級章を使用するとともに、第2号様式から第8号様式までに定める消防章を使用するものとする。
- 7 立入検査は制服装とするが、所属長は、業務の都合上又は必要により、活動服装に変更することができる。
- 8 訓練、会議、研修時、又は行事における服装は、各所管所属長の指定する服装とする。
- 9 軽微な作業で安全上支障がない場合に限り、制服装又は消防シャツにて作業できるものとする。
- 10 防火服装は、活動服、救助服又は水難救助服と併せて着用するものとする。
- 11 保安帽（防火帽を含む。）及びアポロキャップは、同時に着用しないものとする。
- 12 気象状況等に応じ、雨衣、防寒衣を着用することができる。
- 13 交替制勤務者の履物について、次の各号の一に該当するときは、運動靴等を着用できるものとする。
 - (1) 17時15分から翌朝7時までの時間で業務に支障ない場合
 - (2) 体力強化訓練等

（長袖又は半袖の統一等）

第5条 夏服を着用する場合において、部隊行動、儀式又は点検のため必要があると認めるときは、所属長は長袖又は半袖のいずれか統一した袖を着用させることができる。

- 2 夏服の第1ボタンは、使用しないものとする。

（災害活動時の服装）

第6条 災害活動時の着用の基準は、別表1に掲げるほか、次の各号の定めによるものとする。

- (1) 災害活動時、必要により防火帽を保安帽に、防火長靴を訓練靴に、ケブラー一手袋を皮手袋又は作業用手袋に替えることができる。
- (2) 引揚げ時の服装は、出動時に着用していた服装とする。ただし、消防吏員としての品位を逸脱しない服装により隊で統一した場合はこの限りでない。
- (3) 消防隊等（救急隊を除く。）は、防火服装を必要としない出動であっても、防火服装を積載すること。

（貸与品の使用制限）

第7条 消防職員は、職務以外において貸与品を使用してはならない。

(留意事項)

第8条 消防職員は、勤務中は次の各号に留意すること。

- (1) 室外では着帽すること。ただし、室内で勤務している者が、同一敷地内の廊下、中庭、屋上等に所用のため往来する場合は、この限りでない。
- (2) 自転車、自動2輪車を運転する場合は、「安全マーク」の付いたヘルメットを着用すること。

(特例)

第9条 従事する業務又は、事情によりこの基準により難いと所属長が判断した場合は、所属長の指示によることができる。

附 則

この基準は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

2 この基準による改正前の消防シャツ（オレンジ）については、平成29年3月31日までの間、なお使用することができる。

附 則

1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。

2 この基準による改正前の水難救助隊を兼務する消防吏員の活動服装については、平成34年3月31日までの間、なお使用することができる。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

服装	標準着用被服	区分	着用基準	
			日勤者	交替制勤務者
制 服 装	1 冬帽、冬服、ワイシャツ、ネクタイ、バンド（冬服・夏服用）及び短靴	全ての消防吏員	1 通常の消防事務に従事するとき	儀式、点検（制服装をすることが適当でないとは認められる点検を除く。）、立入検査その他制服装をすることが適当と認められるとき
	2 夏帽、夏服、バンド（冬服・夏服用）及び短靴		2 儀式、点検（制服装をすることが適当でないとは認められる点検を除く。）、立入検査その他制服装をすることが適当と認められるとき	
活 動 服 装	アポロキャップ、活動服（夏用含む。）、バンド（活動服用）、消防シャツ及び短靴	救助係、水難救助業務を兼務する警備係又は救急係以外の消防吏員	通常の消防業務に従事するとき	通常の消防業務に従事するとき
	保安帽、活動服（夏用含む。）、バンド（活動服用）、消防シャツ、手袋及び訓練靴		消防活動及び訓練等に従事するとき	消防活動及び訓練等に従事するとき
救 助 服 装	アポロキャップ、救助服（夏用含む。）、バンド（救助服用）、消防シャツ及び訓練靴	救助係に属する消防吏員		通常の消防業務に従事するとき
	保安帽、救助服（夏用含む。）、バンド（救助服用）、消防シャツ、手袋及び訓練靴			救助活動及び訓練等に従事するとき

水難救助服装	アポロキャップ、水難救助服（夏用含む。）、バンド（活動服用）、消防シャツ及び短靴	水難救助業務を兼務する警備係に属する消防吏員		通常の消防業務に従事するとき
	保安帽、水難救助服（夏用含む。）、バンド（活動服用）、消防シャツ、手袋及び訓練靴			消防活動及び訓練等に従事するとき
救急服装	アポロキャップ、冬救急服又は盛夏救急服、バンド（救急服用）、消防シャツ及び短靴	救急係に属する消防吏員		通常の消防業務に従事するとき
	保安帽、冬救急服又は盛夏救急服、バンド（救急服用）、消防シャツ及び短靴			救急活動及び訓練等に従事するとき
防火服装	防火帽（しころ付き）、防火衣、安全帯、防火長靴、ケブラー手袋	救急係以外の消防吏員	災害活動及び訓練等に従事するとき	災害活動及び訓練等に従事するとき

別表 2

種類		基準使用期間 (年)
冬帽		7
夏帽		7
アポロキャップ		3
冬服	上衣	7
	ズボン	5
夏服	上衣 (長袖・半袖)	5
	ズボン	5
活動服 (夏用含む。)	上衣	5
	ズボン	5
救助服 (夏用含む。)	上衣	5
	ズボン	5
水難救助服 (夏用含む。)	上衣	5
	ズボン	5
冬救急服	上衣	5
	ズボン	5
盛夏救急服	上衣 (長袖・半袖)	5
	ズボン	5
ワイシャツ		3
ネクタイ		5
消防シャツ (長袖・半袖)		5
皮手袋		2
作業用手袋		2
バンド (冬服・夏服用)		5
バンド (活動服用)		5
バンド (救助服用)		5
バンド (救急服用)		5
保安帽		5
訓練靴		5
短靴		2

別表 3

種類	着用期間
冬服	消防局長が指定した期間
夏服（長袖・半袖）	消防局長が指定した期間
活動服（夏用含む。）	通年
救助服（夏用含む。）	通年
水難救助服（夏用含む。）	通年
冬救急服（盛夏救急服長袖含む。）	通年
盛夏救急服（半袖）	夏服の着用期間に準じる

備 考

- 1 職務ごとの消防章の貸与については、自らが担当する職務以外のものは申請することができない。
- 2 救助隊員、水難救助隊員及び救急隊員が、日勤日等において活動服装を着用する際には、職務ごとの消防章を使用すること。

第 1 号様式



第 2 号様式



第 3 号様式



第 4 号様式



第 5 号様式



第 6 号様式



第7号様式



第8号様式

